

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成20年5月1日(2008.5.1)

【公表番号】特表2006-513704(P2006-513704A)

【公表日】平成18年4月27日(2006.4.27)

【年通号数】公開・登録公報2006-017

【出願番号】特願2004-567728(P2004-567728)

【国際特許分類】

A 2 3 G 4/00 (2006.01)

【F I】

A 2 3 G 3/30

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月7日(2008.3.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも2つのそれぞれが合着したチューインガムモジュール(11、12；21、22、23；31、32；41、42；51、52)を有するチューインガムタブレット(10、20、30、40、50)であって、該各チューインガムモジュールの少なくとも1つがガムベースを含有する圧縮チューインガム顆粒を含んでおり、かつ該チューインガムタブレットが該タブレットの少なくとも5重量%のガムベース含有量を有してあり、さらに該チューインガムタブレットが高度甘味料を含有していることを特徴とするチューインガムタブレット。

【請求項2】

ガムベースを含有する圧縮チューインガム顆粒を含む前記各チューインガムモジュール(12、23、32、42、52)の少なくとも1つのガムベース含有量が、前記タブレットの少なくとも15重量%である請求項1に記載のチューインガムタブレット。

【請求項3】

前記各チューインガムモジュール(11、21、31、41)の少なくとも1つが5重量%未満のガムベース含有量を有している請求項1または2に記載のチューインガムタブレット。

【請求項4】

前記各チューインガムモジュール(11、21、31、41)の少なくとも1つが実質的にガムベースを含んでいない請求項1～3のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項5】

前記各チューインガムモジュールの少なくとも2つが異なる弾性を有している請求項1～4のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項6】

前記の実質的にガムベースを含まない各チューインガムモジュールの少なくとも1つが、前記のガムベースを含むチューインガムモジュールの可塑性または弾性とは実質的に異なる可塑性または弾性を有している請求項1～5のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項7】

前記の実質的にガムベースを含まないチューインガムが主成分として甘味料を含んでいる請求項1～6のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項8】

前記の主成分として甘味料を含むチューインガムモジュールが、前記タブレットを完全または部分的に封止するチューインガムタブレットの被膜を形成している請求項1～7のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項9】

前記の全てのチューインガムモジュールが圧縮により製造されたものである請求項1～8のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項10】

前記各チューインガムモジュールが圧縮により合体されている請求項1～9のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項11】

前記各チューインガムモジュールが異なる濃度または組成のガムベースを含んでいる請求項1～10のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項12】

前記各チューインガムモジュールがタブレットの切片状の層である請求項1～11のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項13】

異なる各チューインガムモジュールが、タブレット中で分離されることを意図した各成分を含んでいる請求項1～12のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項14】

前記各チューインガムモジュールの少なくとも2つが、少なくとも1つの分離層により分離されている請求項1～13のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項15】

前記の実質的にガムベースを含まない各層の少なくとも1つの厚さが、少なくともタブレットの最小幅を20で割ったものより大きい請求項1～14のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項16】

前記の実質的にガムベースを含まない各層の少なくとも1つの厚さが、0.5mmより大きく、好ましくは0.7mmより大きい請求項1～15のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項17】

前記各チューインガムモジュールが圧縮性チューインガム成分を基に製造されている請求項1～16のいずれか一項に記載のチューインガムタブレット。

【請求項18】

請求項1～17のいずれか一項に記載のチューインガムタブレットの製造方法であって、各チューインガムモジュールを、各モジュールを相互に圧縮することによって一体化することを特徴とする製造方法。

【請求項19】

請求項1～18のいずれか一項に記載のチューインガムタブレットの製造方法であって、各チューインガムモジュールを一体化する際に、各チューインガムモジュールの少なくとも1つを圧縮することを特徴とする製造方法。

【請求項20】

請求項1～19のいずれか一項に記載のチューインガムタブレットの製造方法であって、各チューインガムモジュールの少なくとも1つが活性成分を含むことでタブレットの各チューインガムモジュール間の物理的または化学的相互作用を回避することを特徴とする製造方法。